

「インバウンド誘客強化事業(アジア市場)業務委託」に対する質問と回答について

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書5(1) 体験コンテンツによる誘客プロモーション ②ウェブサイトの制作・運営	「新規もしくは既存のウェブサイト(委託事業者が運営しているウェブサイトや、(公社)宮崎市観光協会が運用しているウェブサイト等)を活用し、①において企画する体験コンテンツを紹介するランディングページを制作・運用すること。」とありますが、新規のサイトを構築するのではなく、既にある受託事業者や協業先のプラットフォーム上に特集ページを制作しても問題無いという認識で相違ありませんでしょうか。	業務仕様書5(1)②に記載の機能を満たす仕様であり、かつ設定するKPIを達成できるものであれば問題ございません。
2	仕様書5(4) ファミツアー ①旅行会社招請	「現地旅行会社の商品造成担当者を最低3社以上(各社1名以上)招請すること。」とありますが、現地へ訴求力がある場合は、在日旅行会社を招請することも可能でしょうか。現地に本社がある旅行会社に限定されますでしょうか。	現地支店があるなど、現地への訴求効果が高く、本市を含む旅行商品造成の促進に資すると判断される場合については、在日旅行会社の招請も妨げるものではありません。業務仕様書に記載のとおり、招請する旅行会社の選定にあたっては、過去の訪日取扱実績を踏まえた招請効果の高い旅行会社をご選定ください。
3	仕様書5(4) ファミツアー ②インフルエンサー招請	③共通事項 a)において「日本国までの国際航空券および宮崎市までの国内移動手段を手配」と記載がありますが、対象2市場の現地において相当なフォロワー数、訴求力を有している場合は、招聘するインフルエンサーは、現地からの招聘に限らず在日の方の招聘も可能でしょうか。	ご認識のとおり、在日インフルエンサーの招請も可能です。業務仕様書に記載のとおり、インフルエンサーの選定にあたっては、訪日旅行情報について信頼度の高い情報発信を行っている方をご選定ください。併せまして、被招請者については、選定理由も含めてご提案ください。